

# 公益社団法人寒河江青年会議所理事及び監事報酬規程

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この規定は、定款第23条4項に規定する正会員の資格を有しない監事の報酬の支給基準について定めたものである。

(報酬の支給規程)

第2条 理事及び正会員の資格を有する監事の報酬等は、無報酬とする。

2. 正会員の資格を有しない監事の報酬等は、次のとおりとする。

(1) 報酬等は、月手当による。

(2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への一月の出席5,000円を上限に総会の決議を経た額とする。ただし監事の報酬は月手当5,000円を上限に総会の決議を経て支給する。ただし、本人が報酬を辞退した場合は支給しない。

(3) 支給の方法は、月締め翌月払い、銀行振込みによる。

附 則

本規定は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106号1項に定める公益社団法人の設立の登記の日により施行する。